

第 1 回 澁川地区市町村合併協議会

日 時 平成 1 6 年 9 月 2 4 日 (金) 任意協議会終了後
場 所 澁川プリオパレス

澁川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橋村

第 1 回 渋川地区市町村合併協議会

日 時 平成 1 6 年 9 月 2 4 日 (金) 任意協議会終了後
場 所 渋川プリオパレス

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 報告事項
 - 報告第 1 号 渋川地区市町村合併協議会設置までの経過について 1
 - 報告第 2 号 渋川地区市町村合併協議会規約等関係規定について 5
 - 報告第 3 号 渋川地区市町村任意合併協議会における調整方針の
取扱いに関する確認書 29
- 5 協議事項
 - 議案第 1 号 渋川地区市町村合併協議会会議運営規程 43
 - 議案第 2 号 渋川地区市町村合併協議会平成 1 6 年度事業計画 47
 - 議案第 3 号 渋川地区市町村合併協議会平成 1 6 年度歳入歳出予算 49
 - 議案第 4 号 合併協議項目 53
 - 議案第 5 号 行政制度の調整方針 57
 - 議案第 6 号 新市建設計画の策定方針 59
 - 議案第 7 号 協議項目の一括提案について 61
 - 議案第 8 号 「新市の名称に関すること」に係る協議方法について 73
 - 議案第 9 号 協議項目 6 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」 . 79
 - 議案第 10 号 議会の議員の定数等に関する小委員会の設置について 89
 - 議案第 11 号 新市建設計画 (案) 91
- 6 その他
 - (1) 次回以降の開催予定 93
- 7 閉 会

報告第1号

渋川地区市町村合併協議会設置までの経過について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成16年9月24日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

渋川地区市町村合併協議会設置までの経過について

| 年月日 | 事項 | 内容 |
|---------------------------------------|---------------------------|--|
| 平成14年 5月28日 | 首長クラスの合併研究会設置を、渋川市長が提案 | 渋川地域行政連絡会議終了後、研究会設置について呼びかけたが、広域組合理事会での勉強会とすることが了承された。 |
| 平成14年 10月29日 | 7市町村長で渋川地区市町村合併研究会が発足 | 吉岡町を除く広域市町村で研究会を発足させ、先進事例に見る任意協議会の組織、運営や協議内容などについての研究及び情報交換が行われた。 |
| 平成15年 8月13日 | 医療事務組合を枠組みとする任意合併協議会設置で合意 | 関係6市町村（渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村）での任意合併協議会設置について合意した。 |
| 平成15年 8月16日 | 基本的事項について合意 | 任意協議会設置にかかる確認書を平成15年8月28日に締結する。 任意協議会設立を10月初旬とする。 関係市町村の職員派遣と事務局体制。 任意協議会の予算措置を9月定例会で行う。 |
| 平成15年 8月28日 | 渋川地区市町村任意合併協議会設置 | 関係6市町村長が渋川市役所で協議会の設置に係る確認書を締結し、協議会規約の施行日を8月28日とすることに合意した。初会合は10月初旬に開催することを確認した。 |
| 平成15年 10月5日 ～ 平成16年 7月27日 | 渋川地区市町村任意合併協議会開催 | 平成15年10月5日から平成16年7月27日までに、協議会を10回開催し、39項目について協議を行い、各項目の調整方針を決定した。 |
| 平成16年 2月24日 | 議会の議員の定数等に関する小委員会設置 | 「議会の議員の定数及び任意の取扱いに関すること」についての協議は、小委員会に付託することとし、平成16年2月24日に小委員会が設置された。 平成16年8月18日までに、8回の小委員会を開催した。 |

| 年月日 | 事項 | 内容 |
|-------------------------|----------------------------|--|
| 平成16年 3月30日 | 農業委員会の委員の定数 等に関する小委員会設置 | 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事」についての協議は、小委員会に付託することとし、平成16年3月30日に小委員会が設置された。平成16年8月6日までに、7回の小委員会を開催した。 |
| 平成16年 7月20日 | 法定協議会設置の方向性を確認 | 第11回正副会長会議において、6市町村による法定協議会設置について8月下旬に同意することを確認した。 |
| 平成16年 8月30日 | 法定協議会設置について同意 | 第13回正副会長会議において、6市町村による法定協議会規約について確認し、協議会設置について同意書を締結した。 |
| 平成16年 8月31日 ～9月1日 | 関係市町村議会による法定協議会設置の議決 | 渋川市議会が平成16年8月31日、5町村議会が平成16年9月1日に、それぞれ法定協議会設置について議決した。 |
| 平成16年 9月1日 | 渋川地区市町村合併協議会設置 | 6市町村議会の法定協議会設置に係る議決を受け、平成16年9月1日に渋川地区市町村合併協議会を設置した。 同日、協議会の設置に係る県知事への届出と合併重点支援地域の指定についての要請を行った。 |

報告第2号

渋川地区市町村合併協議会規約等関係規程について

このことについて、次のとおり報告する。

平成16年9月24日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

以下の関係規程について別紙のとおり定めたので報告する。

- 1 渋川地区市町村合併協議会規約
- 2 渋川地区市町村合併協議会幹事会規程
- 3 渋川地区市町村合併協議会専門部会規程
- 4 渋川地区市町村合併協議会分科会規程
- 5 渋川地区市町村合併協議会事務局処務規程
- 6 渋川地区市町村合併協議会財務規程
- 7 渋川地区市町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- 8 渋川地区市町村合併協議会小委員会規程
- 9 渋川地区市町村合併協議会規約に関する協議書

渋川地区市町村合併協議会規約

(設置)

第1条 渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村(以下「6市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 6市町村の合併の是非を含めた合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 住民への協議経過等の情報提供に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、6市町村の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市、町又は村に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

2 委員の定数は、50人とする。

(会長)

第6条 会長は、6市町村の長のうちから、6市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、第9条第1項第1号に掲げる者である委員をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

(参与)

第8条 会長は、必要に応じて参与を置くことができる。

2 参与は、協議会の会議に出席して意見を述べることができる。

(委員)

第9条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 6市町村の長のうち会長に充てられた者以外の者
- (2) 6市町村の助役。ただし助役不在の場合は、6市町村の職員のうちから6市町村の長がそれぞれ指名した者
- (3) 6市町村の議会の議長及び6市町村の議会の議員のうちから6市町村の議長がそれぞれ指名した者各2人
- (4) 6市町村の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者各3人
- (5) 6市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者3人

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

第12条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、6市町村の長がそれぞれ指定した者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、6市町村の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の6市町村の負担金の額は、6市町村の長が協議して定める。

(監査)

第 16 条 協議会の出納の監査は、6 市町村の監査委員のうち、6 市町村の長が協議し、会長が委嘱した 2 市町村の監査委員（以下「監査委員」という。）2 人が、これを行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第 17 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 18 条 会長、参与、委員及び監査委員の報酬及び費用弁償は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

渋川地区市町村合併協議会委員等名簿

| 役職名 | 委員区分 | 職(選出市町村名) | 氏 名 | 備 考 |
|---------|----------------|-----------|-----------|------------|
| 会 長 | | 渋川市長 | 木 暮 治 一 | |
| 副会長 | 1号委員 (市町村長) | 伊香保町長 | 関 口 俊 二 | |
| | | 小野上村長 | 小 野 利 治 | |
| | | 子持村長 | 阿久津 貞 司 | |
| | | 赤城村長 | 永 井 良 一 | |
| | | 北橋村長 | 木 村 榮 一 | |
| 委 員 | 2号委員 (助役等) | 渋川市助役 | 桑 島 保 男 | |
| | | 伊香保町助役 | 村 尾 隆 史 | |
| | | 小野上村助役 | 野 村 哲 男 | |
| | | 子持村助役 | 信 澤 明 | |
| | | 赤城村助役 | 都 丸 芳 雄 | |
| | | 北橋村助役 | 塩 谷 勝 巳 | |
| | 3号委員 (議会議員) | 渋川市議会議員 | 宮 下 宏 | 渋川市議会議長 |
| | | 渋川市議会議員 | 小 林 雅 夫 | 渋川市議会選出議員 |
| | | 渋川市議会議員 | 新 井 晟 久 | 渋川市議会選出議員 |
| | | 伊香保町議会議員 | 松 本 好 司 | 伊香保町議会議長 |
| | | 伊香保町議会議員 | 塩 野 光 弘 | 伊香保町議会選出議員 |
| | | 伊香保町議会議員 | 新 保 悦 司 | 伊香保町議会選出議員 |
| | | 小野上村議会議員 | 平 方 由 衛 | 小野上村議会議長 |
| | | 小野上村議会議員 | 中 沢 義 美 | 小野上村議会選出議員 |
| | | 小野上村議会議員 | 角 田 皇 | 小野上村議会選出議員 |
| | | 子持村議会議員 | 山 下 重 夫 | 子持村議会議長 |
| | | 子持村議会議員 | 埴 田 彦 一 郎 | 子持村議会選出議員 |
| | | 子持村議会議員 | 後 藤 邦 夫 | 子持村議会選出議員 |
| | | 赤城村議会議員 | 角 田 一 民 | 赤城村議会議長 |
| | | 赤城村議会議員 | 岩 崎 幸 代 | 赤城村議会選出議員 |
| 赤城村議会議員 | 狩 野 富 雄 | 赤城村議会選出議員 | | |
| 北橋村議会議員 | 狩 野 義 雄 | 北橋村議会議長 | | |
| 北橋村議会議員 | 南 雲 鋭 一 | 北橋村議会選出議員 | | |
| 北橋村議会議員 | 楯 信 一 | 北橋村議会選出議員 | | |

| 役職名 | 委員区分 | 職(選出市町村名) | 氏 名 | 備 考 |
|------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| | 4号委員 (学識経験者) | 渋川市 | 今 成 久 男 | 渋川市自治会連合会会長 |
| | | 渋川市 | 町 田 久 | 渋川商工会議所会頭 |
| | | 渋川市 | 飯 野 照 男 | 渋川市農業委員会会長 |
| | | 伊香保町 | 高 橋 太 郎 | 伊香保町商工会会長 |
| | | 伊香保町 | 大 澤 歳 男 | 伊香保町社会福祉協議会会長 |
| | | 伊香保町 | | |
| | | 小野上村 | 木 暮 敞 治 | 小野上村商工会会長 |
| | | 小野上村 | 村 上 嶋 男 | 小野上村農業委員会会長 |
| | | 小野上村 | 小 野 こ と | 小野上村レディースクラブ会長 |
| | | 子持村 | 飯 塚 重 雄 | 子持村自治会長連絡協議会会長 |
| | | 子持村 | 石 関 吉 幸 | 子持村商工会会長 |
| | | 子持村 | 小 澤 一 二 | 子持村農業委員会会長 |
| | | 赤城村 | 木 暮 政 光 | 赤城村商工会会長 |
| | | 赤城村 | 兵 藤 吉 弘 | 赤城村農業委員会会長 |
| | | 赤城村 | 池 田 洋 一 | 赤城村区長会会長 |
| | | 北橋村 | 井 野 信一郎 | 北橋村区長会会長 |
| | | 北橋村 | 中 村 亮 典 | 北橋村商工会会長 |
| | | 北橋村 | 小 泉 隆 雄 | 北橋村農業委員会会長 |
| | 5号委員 | (市町村 共通学識経験者) | 桜 井 芳 樹 | 渋川地区医師会会長 |
| | | | 戸 所 隆 | 高崎経済大学地域政策学部教授 |
| 小 野 宇三郎 | | | 群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長 | |
| 参 与 | | 群馬県議会議員 | 角 田 登 | |
| | | 群馬県議会議員 | 大 林 喬 任 | |
| | | 群馬県議会議員 | 真 下 誠 治 | |
| | | 群馬県 | 登 坂 建 一 | 渋川行政事務所長 |
| | | JA 北群渋川 | 亀 井 勝 男 | 北群渋川農業協同組合代表理事組合長 |
| | | JA 赤城たちばな | 三 田 善一郎 | 赤城橋農業協同組合代表理事組合長 |
| 監 査 委 員 | | 子持村 | 阿久澤 明 | 子持村監査委員 |
| | | 赤城村 | 田 子 玲 子 | 赤城村監査委員 |

渋川地区市町村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について協議又は調整をする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に定める職にある者をもって組織する。ただし、別表に定める職にある者が欠員のときは、当該市町村の長が指定する職にある者をもって充てることができる。

(役員)

第4条 幹事会に、幹事会会長1名及び幹事会副会長5名を置く。

2 幹事会会長及び幹事会副会長は、幹事の中から会長が指名する。

(役員職務)

第5条 幹事会会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 幹事会副会長は、幹事会会長を補佐し、幹事会会長に事故あるとき又は幹事会会長が欠けたときは、幹事会会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、幹事会会長が招集し、その議長となる。

2 幹事会会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 幹事会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第8条 幹事会会長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

| | | | | | |
|------|------------|------------|------|------|------------|
| 渋川市 | 伊香保町 | 小野上村 | 子持村 | 赤城村 | 北橘村 |
| 助 役 | 助 役 | 助 役 | 助 役 | 助 役 | 助 役 |
| 収入役 | 収入役 | 収入役 | 収入役 | 収入役 | 収入役 |
| 教育長 | 教育長 | 教育長 | 教育長 | 教育長 | 教育長 |
| 総務部長 | 総務課長 | 総務課長 | 総務課長 | 総務課長 | 総務課長 |
| 企画部長 | 合併対策 課長 | 企画観光 課長 | 企画課長 | 企画課長 | 企画財政 課長 |

渋川地区市町村合併協議会幹事会名簿

H16. 9. 1 現在

| 役職名 | 職（選出市町村名） | 氏 名 | 備 考 |
|--------|------------|---------|-----------|
| 幹事会会長 | 渋川市助役 | 桑 島 保 男 | |
| 幹事 | 渋川市収入役 | 中 澤 速 雄 | |
| 幹事 | 渋川市教育長 | 青 柳 勇 | |
| 幹事 | 渋川市総務部長 | 伊 藤 光 雄 | |
| 幹事 | 渋川市企画部長 | 吉 原 康 之 | |
| 幹事会副会長 | 伊香保町助役 | 村 尾 隆 史 | |
| 幹事 | 伊香保町収入役 | 外 丸 明 | 職務代理者会計課長 |
| 幹事 | 伊香保町教育長 | 富 澤 孝 明 | |
| 幹事 | 伊香保町総務課長 | 井 上 晃 | |
| 幹事 | 伊香保町合併対策課長 | 石 坂 實 | |
| 幹事会副会長 | 小野上村助役 | 野 村 哲 男 | |
| 幹事 | 小野上村収入役 | | 欠員 |
| 幹事 | 小野上村教育長 | 青 木 隆 | |
| 幹事 | 小野上村総務課長 | 小 野 彰 一 | |
| 幹事 | 小野上村企画観光課長 | 平 方 敏 治 | |
| 幹事会副会長 | 子持村助役 | 信 澤 明 | |
| 幹事 | 子持村収入役 | 井 上 幸 男 | |
| 幹事 | 子持村教育長 | 池 田 和三郎 | |
| 幹事 | 子持村総務課長 | 小根山 征 司 | |
| 幹事 | 子持村企画課長 | 後 藤 光 好 | |
| 幹事会副会長 | 赤城村助役 | 都 丸 芳 雄 | |
| 幹事 | 赤城村収入役 | 田 子 辰 男 | |
| 幹事 | 赤城村教育長 | 新 井 正 喜 | |
| 幹事 | 赤城村総務課長 | 狩 野 保 明 | |
| 幹事 | 赤城村企画課長 | 樺 澤 常 雄 | |
| 幹事会副会長 | 北橋村助役 | 塩 谷 勝 巳 | |
| 幹事 | 北橋村収入役 | 戸 部 龍 | |
| 幹事 | 北橋村教育長 | 塩 谷 博 | |
| 幹事 | 北橋村総務課長 | 高 橋 健 | |
| 幹事 | 北橋村企画財政課長 | 町 田 進 | |

渋川地区市町村合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、幹事会の会長(以下「幹事会会長」という。)の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会の部会名及び構成員については、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 専門部会に、それぞれ部会長1名及び副部会長5名を置く。

2 部会長及び副部会長は、専門部会の部会員の中から幹事会会長が指名する。

(役員職務)

第5条 部会長は専門部会を代表し、それぞれの会務を総理する。

2 副部会長はそれぞれの部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の会長(以下「会長」という。)が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事会会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町村の担当部門が行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）専門部会構成員名簿

| 専門部会 | 渋川市 | 伊香保町 | 小野上村 | 子持村 | 赤城村 | 北橋村 |
|-----------|---|--|---|---|--|--|
| 1 総務企画部会 | 総務部長 企画部長 行政課長 企画課長 情報管理課長 財政課長 税政課長 高齢対策課長 秘書広報課長 市民会館長 会計課長 監査委員事務局長 監査委員事務局長次長 40 | 総務課長 町民課長 税務課長 保健福祉課長 企画観光課長 議会事務局長 会計課長 13 | 総務課長 税務課長 企画観光課長 住民課長 出納室長補佐 7 | 総務課長 企画課長 税務課長 会計課長 保健福祉課長 5 | 総務課長 住民課長 税務課長 建設課長 企画課長 5 | 総務課長 税務課長 住民課長 企画財政課長 建設課長 5 |
| 2 住民部会 | 市民部長 市民課長 環境課長 21 | 町民課長 保健福祉課長 総務課長 企画観光課長 3 | 住民課長 総務課長 4 | 住民課長 税務課長 保健福祉課長 企画課長 2 | 住民課長 環境整備課長 企画課長 総務課長 4 | 総務課長 税務課長 住民課長 環境課長 4 |
| 3 保健福祉部会 | 保健福祉部長 社会福祉課長 高齢対策課長 健康管理課長 15 | 保健福祉課長 教育課長 4 | 住民課長 2 | 保健福祉課長 住民課長 1 | 健康福祉課長 環境整備課長 2 | 保健福祉課長 住民課長 生涯学習課長 環境課長 2 |
| 4 産業経済部会 | 経済部長 農林課長 商工観光課長 農業委員会事務局長 25 | 建設農林課長 企画観光課長 4 | 農林課長 建設課長 企画観光課長 温泉センター支配人 2 | 産業課長 上下水道課長 総務課長 建設課長 4 | 産業振興課長 建設課長 土地整備課長 公共施設管理公社 企画課長 農業委員会事務局長 4 | 産業課長 上下水道課長 企画財政課長 ふれあいセンター施設課長 農業委員会事務局長 6 |
| 5 建設部会 | 建設部長 公共施設管理公社事務局長 建設課長 都市計画課長 区画整理課長 18 | 町民課長 建設農林課長 企画観光課長 5 | 建設課長 企画観光課長 3 | 建設課長 総務課長 2 | 建設課長 土地整備課長 企画課長 2 | 建設課長 企画財政課長 環境課長 3 |
| 6 上下水道部会 | 水道部長 水道課長 下水道課長 11 | 上下水道課長 町民課長 3 | 建設課長 2 | 上下水道課長 1 | 土地整備課長 環境整備課長 1 | 上下水道課長 環境課長 2 |
| 7 教育部会 | 教育次長 公共施設管理公社事務局長 教育委員会管理課長 学校教育課長 共同調理場所長 生涯学習課長 中央公民館長 図書館長 美術館長 体育課長 19 | 教育課長 10 | 教育課長 1 | 学校教育課長 社会教育課長 1 | 学校教育課長 給食センター長 社会教育課長 2 | 学校教育課長 生涯学習課長 3 |
| 8 議会事務局部会 | 議会事務局長 議会事務局次長 7 | 議会事務局長 2 | 議会事務局長 1 | 議会事務局長 1 | 議会事務局長 1 | 議会事務局長 1 |
| | 156 | 44 | 22 | 17 | 21 | 26 |

渋川地区市町村合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会専門部会規程第7条第2項の規定に基づき、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 分科会の名称及び構成員については、別表のとおりとする。ただし、各分科会にその所属する専門部会の構成員1名を加える。

(役員)

第4条 分科会に、それぞれ分科会長1名及び副分科会長5名を置く。

2 分科会長は、専門部会の構成員である分科会員が当たる。

3 副分科会長は、分科会員の中から互選する。

(役員職務)

第5条 分科会長は分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その分科会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。

2 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は分科会の協議又は調整の経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町村の担当部門が行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）分科会構成員名簿(No.1)

| 専門部会 | 分科会 | 渋川市 | 伊香保町 | 小野上村 | 子持村 | 赤城村 | 北橋村 | |
|----------|------------|-----------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 1 総務企画部会 | 1 行政分科会 | 行政課 市民会館 23 | 行政・消防防災GL(グループリーダー) 市民会館副館長 市民会館館長補佐 | 総務課 課長兼総務係長 財政係長 行政係長 IT係長 生活環境係主任 町民課 | 総務課 税務課 主幹兼庶務係長 固定資産税係長 | 総務課 企画課 庶務文書係長 財政係長 企画調整係長 広報統計係長 | 総務課 住民課 補佐兼庶務係長 文書広報係長 戸籍住民係 補佐兼住民税係長 | 総務課 税務課 課長補佐 消防交通係長 補佐兼住民税係長 課長 |
| | 2 消防防災分科会 | 行政課 8 | 行政・消防防災GSL | 総務課 行政係長 | 総務課 消防交通係長 | 企画課 消防交通係長 | 総務課 建設課 補佐兼庶務係長 補佐兼建設係長 | 総務課 消防交通係長 |
| | 3 職員・組織分科会 | 行政課 情報管理課 8 | 人事職員GL IT推進・統計GL | 総務課 課長兼総務係長 | 総務課 主幹兼庶務係長 | 総務課 秘書職員係長 | 総務課 補佐兼庶務係長 | 総務課 庶務係長 |
| | 4 選挙管理分科会 | 行政課 7 | 行政・消防防災GL | 総務課 選挙係長(兼IT係長) | 企画観光課 企画広報係長 | 総務課 庶務文書係長 | 総務課 補佐兼庶務係長 | 総務課 課長補佐 |
| | 5 財政分科会 | 財政課 14 | 財政GL 用地管財GL 契約検査GL | 総務課 財政係長 財政係主任 課長兼総務係長 | 総務課 補佐兼財政係長 | 総務課 財政係長 | 総務課 財政管理係長 | 総務課 消防交通係長 会計係長 補佐兼財政係長 補佐兼建設係長 |
| | 6 税務分科会 | 税政課 高齡対策課 27 | 市民税GL 納税管理GL 資産税GL 市民税GSL 納税管理GSL 介護保険GL | 税務課 住民税係長 資産税係長 収納係長 保険年金係主任 保険年金係主任 保健福祉課 | 税務課 住民課 村民税係長 固定資産税係長 補佐兼福祉係長 | 税務課 保健福祉課 民税係長 固定資産税係長 国民健康保険税係長 諸税係長 諸税係長 介護保険係長 | 税務課 補佐兼住民税係長 資産税係長 | 税務課 補佐兼住民税係長 納税係長 固定資産係長 主任 |
| | 7 秘書広報分科会 | 秘書広報課 企画課 17 | 秘書広報GL 秘書広報GSL 企画・男女共同参画GL 企画・男女共同参画GL | 議会事務局 総務課 企画観光課 庶務係長 課長兼総務係長 企画係主査 | 総務課 企画観光課 主幹兼庶務係長 企画広報係長 | 総務課 企画課 秘書職員係長 企画調整係長 広報統計係長 | 総務課 補佐兼庶務係長 文書広報係長 | 総務課 企画財政課 庶務係長 企画係主査 |
| | 8 企画分科会 | 企画課 情報管理課 情報管理課 16 | 企画・男女共同参画GL 企画・男女共同参画GSL IT推進・統計GL | 企画観光課 企画係長 企画係主査 | 企画観光課 補佐兼商工観光係長 企画広報係長 | 総務課 企画課 庶務文書係長 企画調整係長 広報統計係長 社会教育課 社会教育係長 | 企画課 補佐兼企画調整係長 | 総務課 企画財政課 課長補佐 補佐兼財政係長 補佐兼企画係長 |
| | 9 電算分科会 | 情報管理課 14 | IT推進・統計GL | 総務課 IT係長 財政係長 財政係主任 | 総務課 企画観光課 補佐兼財政係長 企画広報係長 | 総務課 会計課 企画課 財政係長 出納係長 企画調整係長 | 総務課 企画課 財政管理係長 補佐兼企画調整係長 | 企画財政課 補佐兼企画係長 補佐兼財政係長 |
| | 10 出納分科会 | 会計課 11 | 出納GL | 総務課 会計課 財政係長 財政係主任 課長 主事 | 出納室 主任 | 総務課 会計課 財政係長 出納係長 | 出納室 出納室補佐兼出納室長 | 会計係長 |
| | 11 監査分科会 | 監査委員事務局 7 | 監査GL | 議会事務局 庶務係長 | 総務課 課長 | 企画課 企画調整係長 | 総務課 財政管理係長 | 総務課 課長補佐 |
| 2 住民部会 | 1 住民分科会 | 市民課 10 | 市民GL | 町民課 補佐兼町民係長 町民係主任 | 住民課 課長(住民戸籍係長 事務取扱) | 住民課 税務課 戸籍係長 諸税係長 | 住民課 補佐兼戸籍住民係長 | 税務課 住民課 固定資産係長 補佐兼住民係長 |
| | 2 国保年金分科会 | 市民課 12 | 国保年金GL | 保健福祉課 補佐兼保険年金係長 保険年金係主任 | 住民課 保険年金係長 | 住民課 税務課 保健医療係長 年金係長 国民健康保険税係長 | 住民課 補佐兼保険係長 課長兼年金係長 | 住民課 課長補佐 年金係長 |
| | 3 環境衛生分科会 | 環境課 41 | 環境GL 環境GSL 環境GSL 交通GL | 総務課 企画観光課 町民課 行政係長 企画係長 生活環境係長 町民係主任 | 住民課 総務課 課長(健康管理係長 事務取扱) 消防交通係長 | 保健福祉課 企画課 環境保全係長 消防交通係長 企画調整係長 | 環境整備課 企画課 総務課 補佐兼環境保全係長 補佐兼企画調整係長 補佐兼庶務係長 | 総務課 環境課 消防交通係長 主査 |

別表（第3条関係）分科会構成員名簿(No.2)

| 専門部会 | 分科会 | 人数 | 渋川市 | 伊香保町 | 小野上村 | 子持村 | 赤城村 | 北橋村 |
|-----------|------------|----|---|---|---|--|--|---|
| 3 保健福祉部会 | 1 社会福祉分科会 | 18 | 社会福祉課 社会福祉GL 高齡対策課 子育て支援GL 高齡福祉GL | 保健福祉課 福祉係主任 健康推進係主任 生涯学習係主査 | 住民課 補佐兼福祉係長 課長（住民戸籍係長 事務取扱） | 保健福祉課 福祉係長 保健医療係長 | 健康福祉課 福祉民生係長 | 保健福祉課 福祉係長 補佐兼介護保険係長 住民課長 生涯学習課 補佐兼社会教育係長 |
| | 2 介護保険分科会 | 7 | 高齡対策課 介護保険GL 健康管理課 健康推進GL | 保健福祉課 保険年金係主任 課長 健康推進係長 健康推進係主任 | 住民課 補佐兼福祉係長 課長（健康管理係長 事務取扱） | 保健福祉課 介護保険係長 保健福祉課 環境保全係長 健康管理係長 | 健康福祉課 補佐兼介護保険係長 補佐兼保健予防係長 補佐兼環境保全係長 | 保健福祉課 補佐兼介護保険係長 保健福祉課 課長補佐 |
| | 3 健康管理分科会 | 12 | 健康管理課 健康推進GL 健康推進GSL | 保健福祉課 課長 健康推進係長 健康推進係主任 | 住民課 補佐兼福祉係長 課長（健康管理係長 事務取扱） | 保健福祉課 介護保険係長 保健福祉課 環境保全係長 健康管理係長 | 健康福祉課 補佐兼介護保険係長 補佐兼保健予防係長 補佐兼環境保全係長 | 保健福祉課 課長補佐 |
| 4 産業経済部会 | 1 農林分科会 | 21 | 農林課 農政GL 農政GSL 土地改良GL | 建設農林課 課長兼農林係長 建設係長 | 農林課 補佐兼林業振興係長 補佐兼農業振興GL 補佐兼土木GL | 産業課 上下水道課 建設課 | 産業振興課 農林振興係長 建設課 補佐兼建設係長 補佐兼工務係長 補佐 係長 係長 | 産業課 課長補佐 補佐兼産業係長 上下水道課 補佐兼下水道係長 |
| | 2 商工観光分科会 | 16 | 商工観光課 商業観光GL 工業労政GL | 企画観光課 観光商工係長 | 企画観光課 補佐兼商工観光係長 SUNおのがみ 温泉センター 温泉センター主任 | 産業課 総務課 建設課 | 産業振興課 商工観光係長 施設管理係長 都市計画係長 公共施設管理公社 補佐兼庶務係 補佐兼企画調整係長 | 産業課 課長補佐 補佐兼企画係長 企画財政課 ふれあいセ ンター施設課 管理係長兼接待係長 |
| | 3 農業委員会分科会 | 7 | 農業委員会 事務局 次長 | 建設農林課 課長兼農林係長 | 農林課 補佐兼農業振興GL | 産業課 農業委員会係長 | 農業委員会 主査 | 産業課 農業委員会事務局主査 |
| 5 建設部会 | 1 建設・建築分科会 | 20 | 建設課 管理GL 土木GL 土木GSL 建築住宅GL | 町民課 建設農林課 生活環境係主任 補佐兼用地管理係長 建設係長 | 建設課 土木GL | 建設課 土木係長 土木兼土地改良係長 管理係長 都市計画係長 地籍調査係長 財政係長 | 建設課 補佐兼建設係長 管理係長 土地整備課 地籍調査室長 | 建設課 補佐兼土地管理係長 補佐兼建設係長 |
| | 2 都市計画分科会 | 18 | 都市計画課 計画・街路GL 計画・街路GSL 緑化公園GL 補償工務GL 公共施設管理公社 公社管理課長兼総務 係長 | 建設農林課 建設係長 企画観光課 企画係主査 | 企画観光課 企画広報係長 | 建設課 都市計画係長 管理係長 庶務文書係長 施設管理係長 | 建設課 管理係長 補佐兼建設係長 補佐兼企画調整係長 企画課 | 企画財政課 補佐兼企画係長 主査 環境課 |
| 6 上下水道部会 | 1 水道分科会 | 11 | 水道課 管理GL 工務GL 浄水管理センター所長 | 上下水道課 上水道係長 工務浄水係長 | 建設課 上下水道GL | 上下水道課 上水道係長 | 環境整備課 補佐(水道担当) 水道係長 | 上下水道課 補佐兼庶務係長兼 上水道係長 |
| | 2 下水道分科会 | 13 | 下水道課 業務GL 工務GL | 町民課 上下水道課 生活環境係長 補佐兼水質管理係長 下水道係長 | 建設課 上下水道GL 上下水道G主査 | 上下水道課 下水道係長 | 土地整備課 補佐兼工務係長 補佐兼環境保全係長 | 上下水道課 補佐兼下水道係長 主査 環境課 |
| 7 教育部会 | 1 学校教育分科会 | 15 | 管理課 学校教育課 学務・指導GL 学務・指導GSL 学務・指導GSL 業務GL 学校給食共同調理場 | 教育課 教育係主任 | 教育課 学校教育係長 | 学校教育課 課長 総務係長 学校教育係長 給食センター所長 | 学校教育課 学校教育係長 給食センター所長 | 学校教育課 補佐兼庶務係長 |
| | 2 生涯学習分科会 | 19 | 生涯学習課 生涯学習GL 文化財GL 中央公民館副館長兼 社教主事 美術館 美術館館長 図書館 図書館管理GL | 教育課 補佐兼生涯学習係長 生涯学習係主任 生涯学習係主事 文学館係長 | 教育課 学校教育係長 | 社会教育課 社会教育係長 青少年係長 公民館係長 社会教育指導係長 | 社会教育課 補佐兼社会教育係長 補佐(文化財担当) | 生涯学習課 補佐兼社会教育係長 課長補佐 |
| | 3 社会体育分科会 | 10 | 体育課 公共施設管理公社 スポーツ振興GL 公社管理課長 | 教育課 補佐兼生涯学習係長 スポーツセンター係主事 | 教育課 社会教育主事 | 社会教育課 社会体育係長 社会体育施設管理係長 | 社会教育課 社会体育係長 | 生涯学習課 課長補佐 |
| 8 議会事務局部会 | | 7 | 議会事務局 議事GL 議事GSL | 議会事務局 庶務係長 | 総務課 庶務係主任 | 議会事務局 事務局主任 | 議会事務局 事務局長 | 議会事務局 事務局長 |
| 387 (264) | | | | | | | | |

各分科会の構成委員は、担当課の係長及び実務担当職員とする。

渋川地区市町村合併協議会事務局処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は渋川地区市町村合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 協議会及び幹事会(以下「協議会等」という。)の会議に関する事。
- (2) 協議会等の協議資料の作成に関する事。
- (3) 協議会等の庶務に関する事。
- (4) 広報及び広聴に関する事。
- (5) その他協議会等の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務グループ、調整グループ及び計画グループを置く。

(職員)

第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) その他の職員

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、局務を掌理する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職務権限)

第6条 協議会運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、会長の属する市、町又は村(以下「会長市町村」という。)の事務決裁の例によるものとする。この場合において「市長」、「町長」又は「村長」とあるのは「会長」と、「助役」及び「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替える。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。
 - (1) 事務局事務の取扱方針に関する事。
 - (2) 各種資料等の調整に関する事。

3 事務局次長は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。

(1) 渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村との連絡調整に関すること。

(2) 軽易な各種資料等の調整に関すること。

(3) 実務的な調査及び回答に関すること。

(4) その他軽易な事務に関すること。

(文書等の取扱い)

第7条 事務局における文書等(文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものをいう。)の受領、配布、收受、発送、保存その他その取扱いについて必要な事項は、会長市町村の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印(以下「公印」という。)は、会長印とし、その名称、寸法、書体、ひな形及び使用区分は別表のとおりとする。

2 公印の保管責任者は、事務局次長とする。

3 公印の取扱いについては、会長市町村の例によるものとする。

(職員の服務)

第9条 職員の勤務時間は、会長市町村の職員の例による。

2 前項に定めるもののほか、職員の服務及び勤務条件については、渋川地区市町村合併協議会設置に係る従事職員の身分の取扱いに関する協定書に基づくものとする。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与については、所属市町村の負担とする。

2 職員の旅費については、会長市町村の例により算出し、協議会の予算において支給するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

別表(第8条関係)

| 名 称 | 寸 法 | 書 体 | ひ な 形 | 使用区分 |
|-------------------------|-------------|-----|------------------------------|-----------------|
| 渋川地区市町村 合併協議会会長 印 | 方 21 ミリメートル | 古印体 | 渋川地区 市町村合 併協議会 会長之印 | 会長名をもつ てする文書 |

渋川地区市町村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会規約第17条の規定に基づき、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算(以下「予算」という。)は、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村(以下「6市町村」という。)が負担する負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

4 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに6市町村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会予算の補正を必要と認めるときは、その旨を6市町村の長に申し出るものとする。

2 前項の申出に基づき、6市町村の長が協議し、協議会予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

3 前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する市、町又は村の例により行うものとする。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第 7 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

(出納の閉鎖)

第 8 条 協議会の出納は、翌年の 5 月 3 1 日をもって閉鎖する。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市、町又は村の例により、これを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第 10 条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、出納閉鎖後速やかに監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

2 前項の規定により決算が協議会の認定を得たときは、会長は、当該決算の写しを 6 市町村の長に送付しなければならない。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 9 月 24 日から施行する。

2 この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) の属する会計年度は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、施行日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款及び項の区分

| 款 | 項 |
|--------|--------|
| 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 県支出金 | 1 県補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 |

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款及び項の区分

| 款 | 項 |
|--------|----------|
| 1 協議会費 | 1 協議会運営費 |
| 2 事業費 | 1 広報費 |
| | 2 調査研究費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 |

渋川地区市町村合併協議会委員等の報酬及び 費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会規約第18条の規定に基づき、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、参与、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,100円とする。ただし、次の各号に定める職にある協議会委員等については、これを支給しない。

- (1) 渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村(以下「6市町村」という。)の長、助役その他常勤職員
- (2) 6市町村の議会の議員
- (3) 群馬県の常勤職員
- (4) 群馬県の議会の議員

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として会長の属する市、町又は村の規定により市町村長がこれを行うときの例により支給する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

渋川地区市町村合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行う。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員等の中から指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の運営)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(表決)

第8条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。

(会議録)

第9条 委員長は、開催の日時、場所、出席者の氏名、会議事項及び会議経過を記載した会議録を調製するものとする。

(傍聴)

第10条 渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第5条、6条、7条及び8条を準用する。この場合において、同条中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第11条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第12条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

渋川地区市町村合併協議会規約に関する協議書

渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村は、渋川地区市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する構成市町村の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

- 1 規約第6条第1項に規定する会長の選任について
会長には、渋川市長を選任する。
- 2 規約第7条第2項に規定する会長の職務を代理する順序
第1順位 赤城村長
第2順位 子持村長
- 3 規約第8条第1項に規定する参与を定めることについて
群馬県議会議員 角田 登 氏を選任する。
群馬県議会議員 大林 喬任 氏を選任する。
群馬県議会議員 真下 誠治 氏を選任する。
渋川行政事務所長 登坂 建一 氏を選任する。
北群渋川農業協同組合代表理事組合長 亀井勝男 氏を選任する。
赤城橋農業協同組合代表理事組合長 三田善一郎 氏を選任する。
- 4 規約第9条第1項第5号に規定する学識経験を有する者を定めることについて
渋川地区医師会会長 桜井芳樹 氏を選任する。
高崎経済大学地域政策学部教授 戸所 隆 氏を選任する。
群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長 小野宇三郎 氏を選任する。
- 5 規約第14条第2項に規定する職員を定めることについて
別に締結する従事職員の身分の取扱いに関する協定書による。
- 6 規約第15条第2項に規定する負担金の額を定めることについて
協議会に要する経費は、構成市町村の負担とし、その割合は均等割20%、人口割50%、基準財政需要額割30%とする。
各年度の負担金の額については、その都度協議を行う。

7 規約第16条第1項に規定する監査委員を定めることについて

子持村監査委員 阿久澤 明 氏を選任する。

赤城村監査委員 田子 玲子 氏を選任する。

この協議の成立を証するため、本書6通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年8月30日

渋川市長 木 暮 治 一

伊香保町長 関 口 俊 二

小野上村長 小 野 利 治

子持村長 阿久津 貞 司

赤城村長 永 井 良 一

北橋村長 木 村 榮 一

報告第3号

渋川地区市町村任意合併協議会における調整方針の取扱いに
関する確認書について

このことについて、6市町村において別紙のとおり確認したので報告する。

平成16年9月24日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

渋川地区市町村任意合併協議会における 調整方針の取扱いに関する確認書

渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村は、渋川地区市町村合併協議会の協議において、渋川地区市町村任意合併協議会で別紙のとおり決定された調整方針を尊重し継承することを確認したことを証するため、本書を6通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年8月30日

渋川市長 木 暮 治 一

伊香保町長 関 口 俊 二

小野上村長 小 野 利 治

子持村長 阿久津 貞 司

赤城村長 永 井 良 一

北橘村長 木 村 榮 一

別 紙

| 協 議 項 目 | 調 整 方 針 |
|-----------------------|--|
| 1 合併の方式に関する こと | 合併の方式は、新設合併とする。 |
| 4 新市の事務所の位置 に関すること | 新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村役場庁舎は支所とする。 |
| 7 地方税の取扱いに関 すること | <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 個人市民税の均等割額は、地方税法の規定による標準税率（年額2,500円）を採用する。</p> <p>(2) 個人市民税の所得割額は、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>(3) 個人市民税の納期は、地方税法の定めるところにより調整を図る。</p> <p>2 法人市民税</p> <p>法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、渋川市及び子持村の例による。</p> <p>ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。</p> <p>3 固定資産税</p> <p>(1) 税率については、伊香保町の例による。</p> <p>(2) 納期については、地方税法の定めるところにより調整を図る。</p> <p>4 軽自動車税</p> <p>(1) 税率については、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村及び北橋村の例による。</p> <p>(2) 納期については、渋川市、子持村、赤城村及び北橋村の例による。</p> <p>5 たばこ税</p> <p>たばこ税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>6 入湯税</p> <p>(1) 税率は、伊香保町の例による。</p> <p>ただし、日帰り休憩（50円）を課税していない町村に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(2) 課税免除については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>7 鉱産税</p> <p>鉱産税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。</p> |

| 協議項目 | 調整方針 |
|----------------------|---|
| | <p>8 都市計画税</p> <p>(1) 税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とし、それ以降の税率については、新市において調整する。</p> <p>(2) 納期については、固定資産税の納期による。</p> |
| 8 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 | <p>1 一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 渋川地区医療事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>4 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一を図る。</p> <p>5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。</p> |
| 10 町名、字名の取扱いに関する事 | <p>1 字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 字の名称については、現行の字名を基本に合併時までに調整する。</p> |
| 11 財産の取扱いに関する事 | <p>各市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> |
| 12 慣行の取扱いに関する事 | <p>1 新市の市章、市の花・木・鳥、市の歌については、新市において新たに定める。</p> <p>2 新市の市民憲章、都市宣言、キャッチフレーズ、キャラクターマークについては、新市において調整する。</p> |
| 13 組織及び機構に関する事 | <p>1 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。</p> <p>2 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。</p> <p>3 住民の声が適正に反映できる組織・機構とする。</p> <p>4 新市の組織・機構については、今後、定める「新市における組織・機構の整備方針」に基づいて整備する。</p> |
| 14 条例、規則等の取扱いに関する事 | <p>条例、規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備する。</p> |

| 協議項目 | 調整方針 |
|----------------------|---|
| 15 特別職等の身分の取扱いに関する事 | <p>特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 2 市議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 3 行政委員会の委員数及び任期は、関係法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。 4 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。 |
| 17 使用料、手数料等の取扱いに関する事 | <ol style="list-style-type: none"> 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市において、段階的に調整するものとする。 2 手数料については、6市町村で差異のないものは、現行のとおりとし、差異のあるものは、新市における速やかな一体性の確保と、負担公平の原則に基づき、適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。 |
| 18 公共的団体等の取扱いに関する事 | <p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努めるものとする。 2 6市町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。 |
| 19 補助金、交付金等の取扱いに関する事 | <p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市発足後、速やかに調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6市町村で同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、団体の意向、協力を求めつつ、統合等の推進を考慮し調整する。 2 各市町村独自の団体に対する補助金等については、制度の経過、従来の実績を尊重し、新市において調整する。 3 6市町村で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整する。 |

| 協議項目 | 調整方針 |
|------|--|
| | <p>4 各市町村独自の補助金については、事業の実績を踏まえて、新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>5 整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p> |
| 20 | <p>附属機関等の取扱いに関する事</p> <p>1 同種の附属機関等については、統合するものとする。</p> <p>2 6市町村独自に設置されている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。</p> |
| 21 | <p>国民健康保険事業の取扱いに関する事</p> <p>1 国民健康保険税</p> <p>(1) 国民健康保険税の税率については、不均一課税とし、3年以内に統一する。</p> <p>(2) 課税限度額、賦課期日、算定基礎、軽減基準額については、6市町村に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 納期については、合併時に統一する。</p> <p>2 給付事業</p> <p>(1) 出産育児一時金については、渋川市の例による。</p> <p>(2) 葬祭費は、6市町村に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 高額療養費貸付制度については、渋川市、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村の例により、出産費等資金貸付制度については、渋川市の例による。</p> <p>また、新市においては、いずれも統合後の社会福祉協議会に事務委託する。</p> <p>3 保健事業</p> <p>(1) 国保直営診療所運営事業費については、当分の間存続するものとし、合併後において、統廃合等の検討を行う。</p> <p>(2) 24時間電話健康相談については、渋川市及び伊香保町の例により、継続して実施する。</p> <p>(3) 国保人間ドック検診費助成については、渋川市の例による。ただし、脳ドックについては、3年に1回の助成とする。</p> <p>4 福祉医療助成事業</p> <p>(1) 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、合併時に調整することとする。</p> |
| 22 | <p>介護保険事業の取扱いに関する事</p> <p>1 介護保険事業計画については、現行のとおりとする。</p> <p>なお、次期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)については、合併時までに速やかに策定体制等を調整し、新市において策定する。</p> <p>2 介護保険料及び保険料減免制度については、合併時は現行</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|-----------------|--|
| | | <p>のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成18年度から同一のものを適用する。</p> <p>なお、納期については、国民健康保険税の納期による。</p> <p>3 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置については、合併時に5町村の例により統一する。</p> <p>4 介護認定審査会については、合併時に調整する。</p> |
| 23 | 消防団の取扱いに関する事 | <p>1 消防団は、合併時に統合する。</p> <p>2 分団の組織等は、現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。</p> |
| 24 | 各種事務事業の取扱いに関する事 | |
| (1) | 自治会・行政連絡機構の取扱い | <p>自治会制度等については、現行の制度を継続するものとし、合併後すみやかに調整する。</p> <p>ただし、町内会館等建設補助等については、合併時に新たな要綱を制定する。</p> |
| (2) | 消防・防災関係の取扱い | <p>1 防犯灯電気料、防犯灯設置、維持管理等助成については、現行の制度を継続するものとし、新市において調整する。</p> <p>2 地域防災計画については、各市町村の地域防災計画を基本とし、新市において速やかに策定する。</p> <p>3 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市において速やかに整備するものとする。</p> |
| (3) | 納税関係の取扱い | <p>1 納税組合報奨金、優良納税組合表彰については、合併時まで廃止する方向で調整する。</p> <p>2 口座振替金融機関等及び口座振替手数料については、合併時に調整する。</p> <p>3 市町村税等の収納及び徴収体制については、合併時に新たな体制に調整する。</p> |
| (4) | 姉妹都市、国際交流等の取扱い | <p>1 都市交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>2 国際交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> |
| (5) | 電算システムの取扱い | <p>電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように合併時に統合する。ただし、単独処理システムについては、新市において調整する。</p> |
| (6) | 広報広聴の取扱い | <p>1 広報紙の発行については、渋川市の例による。ただし、「市勢要覧」、「グラフしぶかわ」、「ふるさと通信」、「市民便利帳」及び「ホームページ」については、新市において検討する。</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|------------|---|
| | | <p>2 住民の声制度については、新市において調整する。</p> <p>3 表彰制度については、新市において調整する。</p> |
| (7) | 住民窓口業務の取扱い | <p>1 住民基本台帳の閲覧については、渋川市の例による。ただし、世帯単位ではなく、個人単位の閲覧とする。</p> <p>2 印鑑登録事務については、合併時に渋川市の例による。</p> <p>3 昼休みの窓口対応については、現行どおりとし、夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例による。</p> |
| (8) | 保健衛生事業の取扱い | <p>1 成人検診事業については、新市において調整し、統一的に実施する。</p> <p>2 母子保健事業については、新市において調整し、統一的に実施する。</p> <p>3 救急医療対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>4 保健福祉センター施設の管理・運営については、現行のとおりとし、新市において状況をみながら随時調整する。</p> |
| (9) | ごみ処理事業の取扱い | <p>1 家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>2 資源ごみ集団回収事業については、合併後速やかに調整し、生ごみ減量化容器等購入費補助制度については、渋川市及び北橋村の例による。</p> <p>3 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一する。</p> |
| (10) | 交通関係事業の取扱い | <p>1 バス運行については、合併時は現行のとおりとする。</p> <p>2 バス利用促進対策については、合併時に統一する。</p> |
| (11) | 環境対策事業の取扱い | <p>1 環境基本計画については、渋川市及び赤城村の計画をふまえ、新市において策定する。</p> <p>2 環境保全調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> |
| (12) | 各種福祉制度の取扱い | <p>1 各種福祉制度については、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 障害者計画・高齢者保健福祉計画については、渋川市の見直し時期（平成17年度）に策定する。</p> <p>(2) 障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の各制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整する。</p> <p>ただし、介護慰労金支給事業、敬老祝金支給事業及び長寿者顕彰については、合併時に渋川市の例により統一する。</p> <p>また、児童手当・児童扶養手当・特別扶養手当については、現行のとおりとする。</p> <p>2 その他福祉事業については、次のとおり調整する。</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|---------------|---|
| | | <p>(1) 生活保護に関する事務については、渋川市の例により実施する。</p> <p>(2) 災害援助関係に係る災害援助・災害見舞金及び災害弔慰金については、渋川市の例により統一する。</p> |
| (13) | 保育料の取扱い | <p>1 保育所については、現行の保育所数のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2 保護者負担金については、合併時に渋川市の保育料徴収基準表の例による。</p> <p>ただし、合併後5年以内に保育料平均額を国の基準の概ね60%に統一する。</p> |
| (14) | 農林水産関係事業の取扱い | <p>1 農業集落排水処理施設及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者分担金については、現行のとおりとし、使用料については、渋川市の例に用途区分「臨時用1m³につき203円」を加える。</p> <p>また、水洗便所改造資金貸付制度等については、渋川市の例による。</p> <p>2 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン及び森林整備計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>3 農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整する。</p> <p>また、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとする。</p> <p>4 水田農業経営確立対策事業については、新市において調整する。</p> <p>5 農業近代化資金等利子補給及び認定農業者育成資金利子補給は渋川市の例による。</p> <p>6 農業基盤整備事業、園芸振興対策事業、畜産振興事業、及び林業振興事業については、現行のとおり継続し、新市において調整する。</p> |
| (15) | 商工・観光関係事業の取扱い | <p>1 金融制度については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小口資金については、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>(2) 商業活性化資金については、渋川市、赤城村、北橘村の例による。</p> <p>(3) 商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整する。</p> <p>2 商店街等振興対策については、新市において調整する。</p> <p>3 観光事業に係る「まつり」、「イベント」については、現行の</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|------------|--|
| | | <p>とおりとする。</p> <p>4 勤労者対策については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 勤労者生活資金及び勤労者住宅建設等利子補給事業については、渋川市の例による。</p> <p>(2) 定住促進住宅建設利子補給事業については、当面の間、現行のとおりとする。</p> <p>5 優良企業誘致促進事業については、新市において調整する。</p> |
| (16) | 建設関係事業の取扱い | <p>1 市町村道等については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、新市において認定番号 等の調整を行う。</p> <p>2 道路占用料については、道路法等の規定に準拠し、合併時に統一する。</p> <p>3 公共物使用料及び生産物採取料については、合併時に統一する。</p> <p>4 道路整備に関する用地取得費については、渋川市の例による。</p> <p>5 市町村営住宅、特定公共賃貸住宅及び再開発住宅については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。</p> |
| (17) | 都市計画の取扱い | <p>1 都市計画区域、区域区分及び地域地区等の都市計画については、現行のとおりに新市に引継ぎ、新市において調整する。</p> <p>2 現在施行中の都市計画事業については、新市において引き続き推進する。</p> <p>3 宅地開発指導については、合併時に新たな要綱を制定し統一する。</p> |
| (18) | 上水道等の取扱い | <p>1 水道事業計画、給水区域については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。</p> <p>2 給水装置工事手数料等については、渋川市の例による。</p> |
| (19) | 公共下水道等の取扱い | <p>1 下水道計画については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとする。</p> <p>2 下水道使用料については、渋川市の例による。ただし、伊香保町については、5年間で段階的に調整する。 なお、用途区分に「温泉汚水(1m³につき14円)」を加える。</p> <p>3 個別排水処理施設の使用料については、合併時に公共下水道使用料に統一する。ただし、基本料金は8m³まで300円とする。 なお、分担金は新市において調整する。</p> <p>4 コミュニティ・プラントについては、処理施設は現行のと</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|----------|--|
| | | <p>おり新市に引き継ぎ、使用料は公共下水道使用料に統一する。</p> <p>5 水洗便所改造資金貸付制度等は渋川市の例により統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市、伊香保町、赤城村及び北橋村の例による。</p> |
| (20) | 学校教育の取扱い | <p>1 小学校、中学校については、現行のとおりとする。</p> <p>2 奨学金貸付制度については、渋川市の例により、給付制度については、新市において調整する。</p> <p>3 通学バス運行及び遠距離通学児童・生徒通学費補助については、現行のとおりとする。</p> <p>4 学校給食に係る、調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整する。</p> <p>5 幼稚園については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公立幼稚園の保育料については、渋川市の保育料を基本に合併後5年を目途に調整する。</p> <p>(2) 送迎マイクロバスの運行については、現行のとおりとし、その利用料は、北橋村の例による。</p> <p>(3) 減免制度については、新市において調整する。</p> <p>(4) 私立幼稚園及び私学奨励については、現行のとおりとする。</p> |
| (21) | 社会教育の取扱い | <p>1 生涯学習、芸術文化振興、公民館、青少年教育の各種事業については、現行を基本に新市において調整する。</p> <p>2 成人式については、新市において統一の実施に向けて調整する。</p> <p>3 文化財整備については、新市において整備計画を策定し、順次実施する。</p> <p>4 体育祭及び市民スポーツ祭については、新市において統一の実施に向けて調整する。</p> |

議案第 1 号

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 4 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会規約第11条第5項の規定に基づき、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表決)

第2条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、議長が必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(会議録)

第3条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 協議会の会議の開催日時及び場所
- (2) 出席及び欠席委員等の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

2 会議録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名する。

(会議録等の公開)

第4条 会議録及び会議に提出された資料は、原則として公開する。

(傍聴)

第5条 会議は、傍聴することができる。ただし、委員の過半数の賛同があるときは、一部又は全部を非公開とすることができる。

2 傍聴人の定員は30人とする。ただし、会場の規模に応じて調整することができる。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

(傍聴人の入場制限)

第7条 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(秩序の維持)

第8条 会議においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱

し、又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

議案第 2 号

渋川地区市町村合併協議会平成 1 6 年度事業計画

このことについて、次のとおり定める。

平成 1 6 年 9 月 2 4 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

- 1 「新市建設計画」の策定
- 2 事務事業「調整方針」の策定
- 3 協議会だよりの発行
- 4 ホームページによる情報提供
- 5 その他調査研究

議案第3号

渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出予算

渋川地区市町村任意合併協議会平成16年度歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,225千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次表による。

平成16年9月24日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

平成16年度 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 節分 | | 説明 |
|-----|-----|-----|--------|--------|--|
| | | | 区 | 金額 | |
| 1 | 負担金 | | | 10,224 | |
| | 1 | 負担金 | | 10,224 | |
| | | 1 | 負担金 | 10,224 | |
| | | | 市町村負担金 | | 渋川市 4,438 伊香保町 763 小野上村 633 子持村 1,474 赤城村 1,607 北橋村 1,309 |
| 4 | 諸収入 | | | 1 | |
| | 1 | 諸収入 | | 1 | |
| | | 1 | 諸収入 | 1 | 預金利子等 |
| 合 計 | | | | 10,225 | |

歳出

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 節分 | | 説明 | 金額 |
|-----|------|--------|-------|----------|-------|--|
| | | | 区 | 金額 | | |
| 1 | 協議会費 | | | 4,404 | | |
| | 1 | 協議会運営費 | | 4,404 | | |
| | | 1 | 会議費 | 1,964 | | |
| | | | 1 | 報酬 | 854 | 委員等報酬費 854 |
| | | | 9 | 旅費 | 50 | 費用弁償 50 |
| | | | 11 | 需用費 | 316 | 食料費 216 消耗品費 100 |
| | | | 12 | 役務費 | 106 | 傷害保険料 22 通信運搬費 84 |
| | | | 13 | 委託料 | 480 | 会議録作成業務委託 480 |
| | | | 14 | 使用料及び賃借料 | 158 | 会場使用料 158 |
| | | 2 | 事務局費 | 2,440 | | |
| | | | 7 | 賃金 | 689 | 臨時職員賃金 689 |
| | | | 9 | 旅費 | 100 | 職員旅費 100 |
| | | | 11 | 需用費 | 1,003 | 消耗品費 903 印刷製本費 100 |
| | | | 12 | 役務費 | 50 | 通信運搬費 50 |
| | | | 14 | 使用料及び賃借料 | 498 | パソコンリース料 498 |
| | | | 18 | 備品購入費 | 50 | 公印等 50 |
| | | | 19 | 負担金 | 50 | 研修会等負担金 50 |
| 2 | 事業費 | | | 5,521 | | |
| | 1 | 広報費 | | 1,698 | | |
| | | 1 | 広報費 | 1,698 | | |
| | | | 8 | 報償 | 200 | 報償費 200 |
| | | | 11 | 需用費 | 1,498 | 印刷製本費 1,498 |
| | 2 | 調査研究費 | | 3,823 | | |
| | | 1 | 調査研究費 | 3,823 | | |
| | | | 13 | 委託料 | 3,823 | 新市建設計画策定業務委託料 2,321 例規調製業務委託料 1,050 電算統合等調査業務委託料 452 |
| 3 | 予備費 | | | 300 | | |
| | 1 | 予備費 | | 300 | | |
| | | 1 | 予備費 | 300 | 予備費 | 300 |
| 合 計 | | | | 10,225 | | |

議案第4号

合併協議項目

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成16年9月24日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

協議項目一覧表

基本的協議事項

| | 協議項目 | 備考 |
|---|----------------|----|
| 1 | 合併の方式に関する事 | |
| 2 | 合併の期日に関する事 | |
| 3 | 新市の名称に関する事 | |
| 4 | 新市の事務所の位置に関する事 | |

合併特例法による特例措置に関わる事項

| | | |
|---|--------------------------|--|
| 5 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事 | |
| 6 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事 | |
| 7 | 地方税の取扱いに関する事 | |
| 8 | 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 | |
| 9 | 地域審議会及び地域自治組織の取扱いに関する事 | |

その他必要な協議事項

| | | |
|----|-------------------|--|
| 10 | 町名、字名の取扱いに関する事 | |
| 11 | 財産の取扱いに関する事 | |
| 12 | 慣行の取扱いに関する事 | |
| 13 | 組織及び機構に関する事 | |
| 14 | 条例、規則等の取扱いに関する事 | |
| 15 | 特別職等の身分の取扱いに関する事 | |
| 16 | 一部事務組合等の取扱いに関する事 | |
| 17 | 使用料、手数料等の取扱いに関する事 | |
| 18 | 公共的団体等の取扱いに関する事 | |
| 19 | 補助金、交付金等の取扱いに関する事 | |
| 20 | 附属機関等の取扱いに関する事 | |
| 21 | 国民健康保険事業の取扱いに関する事 | |
| 22 | 介護保険事業の取扱いに関する事 | |
| 23 | 消防団の取扱いに関する事 | |
| 24 | 各種事務事業の取扱いに関する事 | |
| | 1 自治会・行政連絡機構の取扱い | |
| | 2 消防・防災関係の取扱い | |
| | 3 納税関係の取扱い | |
| | 4 姉妹都市・国際交流等の取扱い | |
| | 5 電算システムの取扱い | |
| | 6 広報広聴の取扱い | |
| | 7 住民窓口業務の取扱い | |
| | 8 保健衛生事業の取扱い | |
| | 9 ごみ処理事業の取扱い | |
| | 10 交通関係事業の取扱い | |
| | 11 環境対策事業の取扱い | |
| | 12 各種福祉制度の取扱い | |
| | 13 保育料の取扱い | |
| | 14 農林水産関係事業の取扱い | |
| | 15 商工・観光関係事業の取扱い | |
| | 16 建設関係事業の取扱い | |
| | 17 都市計画の取扱い | |
| | 18 上水道等の取扱い | |
| | 19 公共下水道等の取扱い | |
| | 20 学校教育の取扱い | |
| | 21 社会教育の取扱い | |
| | 22 その他事務事業の取扱い | |
| 25 | 新市建設計画に関する事 | |

議案第 5 号

行政制度の調整方針

行政制度の調整を統一かつ体系的に行うため、行政制度の調整方針を次のとおり定める。

平成 16 年 9 月 24 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

- 1 住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)
- 2 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則)
- 3 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努める。(負担公平の原則)
- 4 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)
- 5 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)
- 6 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)

議案第 6 号

新市建設計画の策定方針

澁川地区市町村合併協議会における新市建設計画の策定方針を次のとおり定める。

平成 16 年 9 月 24 日提出

澁川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

1 計画の趣旨

6 市町村の速やかな一体性の確立を促し、地域の個性を活かしながら均衡ある発展と住民福祉の向上を目指し、新しいまちづくりを行うための総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本方針や具体的な施策の方向を示す。

2 計画の地域

澁川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村の全地域を本計画の地域として定める。

3 計画の期間

合併後概ね 10 年間の期間について定める。

4 計画の構成

新市将来構想（基本理念、基本方針）、基本方針に基づく施策、公共施設の統合整備及び財政計画の 4 項目を主体とした構成とする。

議案第7号

協議項目の一括提案について

次の協議項目について、一括提案する。

平成16年9月24日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

- | | |
|------------|----------------|
| 協議項目1 | 合併の方式 |
| 協議項目4 | 新市の事務所の位置 |
| 協議項目7 | 地方税の取扱い |
| 協議項目8 | 一般職の職員の身分の取扱い |
| 協議項目10 | 町名、字名の取扱い |
| 協議項目11 | 財産の取扱い |
| 協議項目12 | 慣行の取扱い |
| 協議項目13 | 組織及び機構 |
| 協議項目14 | 条例、規則等の取扱い |
| 協議項目15 | 特別職等の身分の取扱い |
| 協議項目17 | 使用料、手数料等の取扱い |
| 協議項目18 | 公共的団体等の取扱い |
| 協議項目19 | 補助金、交付金等の取扱い |
| 協議項目20 | 附属機関等の取扱い |
| 協議項目21 | 国民健康保険事業の取扱い |
| 協議項目22 | 介護保険事業の取扱い |
| 協議項目23 | 消防団の取扱い |
| 協議項目24-(1) | 自治会・行政連絡機構の取扱い |
| 協議項目24-(2) | 消防・防災関係の取扱い |
| 協議項目24-(3) | 納税関係の取扱い |
| 協議項目24-(4) | 姉妹都市、国際交流等の取扱い |

- 協議項目24-(5) 電算システムの取扱い
- 協議項目24-(6) 広報広聴の取扱い
- 協議項目24-(7) 住民窓口業務の取扱い
- 協議項目24-(8) 保健衛生事業の取扱い
- 協議項目24-(9) ごみ処理事業の取扱い
- 協議項目24-(10) 交通関係事業の取扱い
- 協議項目24-(11) 環境対策事業の取扱い
- 協議項目24-(12) 各種福祉制度の取扱い
- 協議項目24-(13) 保育料の取扱い
- 協議項目24-(14) 農林水産関係事業の取扱い
- 協議項目24-(15) 商工・観光関係事業の取扱い
- 協議項目24-(16) 建設関係事業の取扱い
- 協議項目24-(17) 都市計画の取扱い
- 協議項目24-(18) 上水道等の取扱い
- 協議項目24-(19) 公共下水道等の取扱い
- 協議項目24-(20) 学校教育の取扱い
- 協議項目24-(21) 社会教育の取扱い

調整方針

別紙のとおり

別 紙

| 協 議 項 目 | 調 整 方 針 |
|-----------------------|--|
| 1 合併の方式に関する こと | 合併の方式は、新設合併とする。 |
| 4 新市の事務所の位置 に関すること | 新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村役場庁舎は支所とする。 |
| 7 地方税の取扱いに関 すること | <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 個人市民税の均等割額は、地方税法の規定による標準税率（年額2,500円）を採用する。</p> <p>(2) 個人市民税の所得割額は、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>(3) 個人市民税の納期は、地方税法の定めるところにより調整を図る。</p> <p>2 法人市民税</p> <p>法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、渋川市及び子持村の例による。</p> <p>ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。</p> <p>3 固定資産税</p> <p>(1) 税率については、伊香保町の例による。</p> <p>(2) 納期については、地方税法の定めるところにより調整を図る。</p> <p>4 軽自動車税</p> <p>(1) 税率については、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村及び北橋村の例による。</p> <p>(2) 納期については、渋川市、子持村、赤城村及び北橋村の例による。</p> <p>5 たばこ税</p> <p>たばこ税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>6 入湯税</p> <p>(1) 税率は、伊香保町の例による。</p> <p>ただし、日帰り休憩（50円）を課税していない町村に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(2) 課税免除については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>7 鉱産税</p> <p>鉱産税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。</p> |

| 協議項目 | 調整方針 |
|----------------------|---|
| | <p>8 都市計画税</p> <p>(1) 税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とし、それ以降の税率については、新市において調整する。</p> <p>(2) 納期については、固定資産税の納期による。</p> |
| 8 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 | <p>1 一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 渋川地区医療事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>4 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一を図る。</p> <p>5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。</p> |
| 10 町名、字名の取扱いに関する事 | <p>1 字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 字の名称については、現行の字名を基本に合併時までに調整する。</p> |
| 11 財産の取扱いに関する事 | <p>各市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> |
| 12 慣行の取扱いに関する事 | <p>1 新市の市章、市の花・木・鳥、市の歌については、新市において新たに定める。</p> <p>2 新市の市民憲章、都市宣言、キャッチフレーズ、キャラクターマークについては、新市において調整する。</p> |
| 13 組織及び機構に関する事 | <p>1 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。</p> <p>2 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。</p> <p>3 住民の声が適正に反映できる組織・機構とする。</p> <p>4 新市の組織・機構については、今後、定める「新市における組織・機構の整備方針」に基づいて整備する。</p> |
| 14 条例、規則等の取扱いに関する事 | <p>条例、規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備する。</p> |

| 協議項目 | 調整方針 |
|----------------------|---|
| 15 特別職等の身分の取扱いに関する事 | <p>特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 2 市議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 3 行政委員会の委員数及び任期は、関係法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。 4 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。 |
| 17 使用料、手数料等の取扱いに関する事 | <ol style="list-style-type: none"> 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市において、段階的に調整するものとする。 2 手数料については、6市町村で差異のないものは、現行のとおりとし、差異のあるものは、新市における速やかな一体性の確保と、負担公平の原則に基づき、適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。 |
| 18 公共的団体等の取扱いに関する事 | <p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。 2 6市町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。 |
| 19 補助金、交付金等の取扱いに関する事 | <p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市発足後、速やかに調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6市町村で同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、団体の意向、協力を求めつつ、統合等の推進を考慮し調整する。 2 各市町村独自の団体に対する補助金等については、制度の経過、従来の実績を尊重し、新市において調整する。 3 6市町村で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整する。 |

| 協議項目 | 調整方針 |
|----------------------|---|
| | <p>4 各市町村独自の補助金については、事業の実績を踏まえて、新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>5 整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p> |
| 20 附属機関等の取扱いに関する事 | <p>1 同種の附属機関等については、統合するものとする。</p> <p>2 6市町村独自に設置されている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。</p> |
| 21 国民健康保険事業の取扱いに関する事 | <p>1 国民健康保険税</p> <p>(1) 国民健康保険税の税率については、不均一課税とし、3年以内に統一する。</p> <p>(2) 課税限度額、賦課期日、算定基礎、軽減基準額については、6市町村に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 納期については、合併時に統一する。</p> <p>2 給付事業</p> <p>(1) 出産育児一時金については、渋川市の例による。</p> <p>(2) 葬祭費は、6市町村に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 高額療養費貸付制度については、渋川市、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村の例により、出産費等資金貸付制度については、渋川市の例による。</p> <p>また、新市においては、いずれも統合後の社会福祉協議会に事務委託する。</p> <p>3 保健事業</p> <p>(1) 国保直営診療所運営事業費については、当分の間存続するものとし、合併後において、統廃合等の検討を行う。</p> <p>(2) 24時間電話健康相談については、渋川市及び伊香保町の例により、継続して実施する。</p> <p>(3) 国保人間ドック検診費助成については、渋川市の例による。ただし、脳ドックについては、3年に1回の助成とする。</p> <p>4 福祉医療助成事業</p> <p>(1) 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、合併時に調整することとする。</p> |
| 22 介護保険事業の取扱いに関する事 | <p>1 介護保険事業計画については、現行のとおりとする。</p> <p>なお、次期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)については、合併時までに速やかに策定体制等を調整し、新市において策定する。</p> <p>2 介護保険料及び保険料減免制度については、合併時は現行</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|-----------------|--|
| | | <p>のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成18年度から同一のものを適用する。</p> <p>なお、納期については、国民健康保険税の納期による。</p> <p>3 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置については、合併時に5町村の例により統一する。</p> <p>4 介護認定審査会については、合併時に調整する。</p> |
| 23 | 消防団の取扱いに関する事 | <p>1 消防団は、合併時に統合する。</p> <p>2 分団の組織等は、現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。</p> |
| 24 | 各種事務事業の取扱いに関する事 | |
| (1) | 自治会・行政連絡機構の取扱い | <p>自治会制度等については、現行の制度を継続するものとし、合併後すみやかに調整する。</p> <p>ただし、町内会館等建設補助等については、合併時に新たな要綱を制定する。</p> |
| (2) | 消防・防災関係の取扱い | <p>1 防犯灯電気料、防犯灯設置、維持管理等助成については、現行の制度を継続するものとし、新市において調整する。</p> <p>2 地域防災計画については、各市町村の地域防災計画を基本とし、新市において速やかに策定する。</p> <p>3 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市において速やかに整備するものとする。</p> |
| (3) | 納税関係の取扱い | <p>1 納税組合報奨金、優良納税組合表彰については、合併時まで廃止する方向で調整する。</p> <p>2 口座振替金融機関等及び口座振替手数料については、合併時に調整する。</p> <p>3 市町村税等の収納及び徴収体制については、合併時に新たな体制に調整する。</p> |
| (4) | 姉妹都市、国際交流等の取扱い | <p>1 都市交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>2 国際交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> |
| (5) | 電算システムの取扱い | <p>電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように合併時に統合する。ただし、単独処理システムについては、新市において調整する。</p> |
| (6) | 広報広聴の取扱い | <p>1 広報紙の発行については、渋川市の例による。ただし、「市勢要覧」、「グラフしぶかわ」、「ふるさと通信」、「市民便利帳」及び「ホームページ」については、新市において検討する。</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|------------|---|
| | | <p>2 住民の声制度については、新市において調整する。</p> <p>3 表彰制度については、新市において調整する。</p> |
| (7) | 住民窓口業務の取扱い | <p>1 住民基本台帳の閲覧については、渋川市の例による。ただし、世帯単位ではなく、個人単位の閲覧とする。</p> <p>2 印鑑登録事務については、合併時に渋川市の例による。</p> <p>3 昼休みの窓口対応については、現行どおりとし、夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例による。</p> |
| (8) | 保健衛生事業の取扱い | <p>1 成人検診事業については、新市において調整し、統一的に実施する。</p> <p>2 母子保健事業については、新市において調整し、統一的に実施する。</p> <p>3 救急医療対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>4 保健福祉センター施設の管理・運営については、現行のとおりとし、新市において状況をみながら随時調整する。</p> |
| (9) | ごみ処理事業の取扱い | <p>1 家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>2 資源ごみ集団回収事業については、合併後速やかに調整し、生ごみ減量化容器等購入費補助制度については、渋川市及び北橘村の例による。</p> <p>3 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一する。</p> |
| (10) | 交通関係事業の取扱い | <p>1 バス運行については、合併時は現行のとおりとする。</p> <p>2 バス利用促進対策については、合併時に統一する。</p> |
| (11) | 環境対策事業の取扱い | <p>1 環境基本計画については、渋川市及び赤城村の計画をふまえ、新市において策定する。</p> <p>2 環境保全調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> |
| (12) | 各種福祉制度の取扱い | <p>1 各種福祉制度については、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 障害者計画・高齢者保健福祉計画については、渋川市の見直し時期（平成17年度）に策定する。</p> <p>(2) 障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の各制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整する。</p> <p>ただし、介護慰労金支給事業、敬老祝金支給事業及び長寿者顕彰については、合併時に渋川市の例により統一する。</p> <p>また、児童手当・児童扶養手当・特別扶養手当については、現行のとおりとする。</p> <p>2 その他福祉事業については、次のとおり調整する。</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|---------------|---|
| | | <p>(1) 生活保護に関する事務については、渋川市の例により実施する。</p> <p>(2) 災害援助関係に係る災害援助・災害見舞金及び災害弔慰金については、渋川市の例により統一する。</p> |
| (13) | 保育料の取扱い | <p>1 保育所については、現行の保育所数のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2 保護者負担金については、合併時に渋川市の保育料徴収基準表の例による。</p> <p>ただし、合併後5年以内に保育料平均額を国の基準の概ね60%に統一する。</p> |
| (14) | 農林水産関係事業の取扱い | <p>1 農業集落排水処理施設及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者分担金については、現行のとおりとし、使用料については、渋川市の例に用途区分「臨時用1m³につき203円」を加える。</p> <p>また、水洗便所改造資金貸付制度等については、渋川市の例による。</p> <p>2 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン及び森林整備計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>3 農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整する。</p> <p>また、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとする。</p> <p>4 水田農業経営確立対策事業については、新市において調整する。</p> <p>5 農業近代化資金等利子補給及び認定農業者育成資金利子補給は渋川市の例による。</p> <p>6 農業基盤整備事業、園芸振興対策事業、畜産振興事業、及び林業振興事業については、現行のとおり継続し、新市において調整する。</p> |
| (15) | 商工・観光関係事業の取扱い | <p>1 金融制度については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小口資金については、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>(2) 商業活性化資金については、渋川市、赤城村、北橘村の例による。</p> <p>(3) 商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整する。</p> <p>2 商店街等振興対策については、新市において調整する。</p> <p>3 観光事業に係る「まつり」、「イベント」については、現行の</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|------------|---|
| | | <p>とおりとする。</p> <p>4 勤労者対策については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 勤労者生活資金及び勤労者住宅建設等利子補給事業については、渋川市の例による。</p> <p>(2) 定住促進住宅建設利子補給事業については、当面の間、現行のとおりとする。</p> <p>5 優良企業誘致促進事業については、新市において調整する。</p> |
| (16) | 建設関係事業の取扱い | <p>1 市町村道等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において認定番号 等の調整を行う。</p> <p>2 道路占用料については、道路法等の規定に準拠し、合併時に統一する。</p> <p>3 公共物使用料及び生産物採取料については、合併時に統一する。</p> <p>4 道路整備に関する用地取得費については、渋川市の例による。</p> <p>5 市町村営住宅、特定公共賃貸住宅及び再開発住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> |
| (17) | 都市計画の取扱い | <p>1 都市計画区域、区域区分及び地域地区等の都市計画については、現行のとおり 新市に引継ぎ、新市において調整する。</p> <p>2 現在施行中の都市計画事業については、新市において引き続き推進する。</p> <p>3 宅地開発指導については、合併時に新たな要綱を制定し統一する。</p> |
| (18) | 上水道等の取扱い | <p>1 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。</p> <p>2 給水装置工事手数料等については、渋川市の例による。</p> |
| (19) | 公共下水道等の取扱い | <p>1 下水道計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとする。</p> <p>2 下水道使用料については、渋川市の例による。ただし、伊香保町については、5年間で段階的に調整する。</p> <p>なお、用途区分に「温泉汚水(1m³につき14円)」を加える。</p> <p>3 個別排水処理施設の使用料については、合併時に公共下水道使用料に統一する。ただし、基本料金は8m³まで300円とする。</p> <p>なお、分担金は新市において調整する。</p> <p>4 コミュニティ・プラントについては、処理施設は現行のと</p> |

| 協 議 項 目 | | 調 整 方 針 |
|---------|----------|--|
| | | <p>おり新市に引き継ぎ、使用料は公共下水道使用料に統一する。</p> <p>5 水洗便所改造資金貸付制度等は渋川市の例により統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市、伊香保町、赤城村及び北橋村の例による。</p> |
| (20) | 学校教育の取扱い | <p>1 小学校、中学校については、現行のとおりとする。</p> <p>2 奨学金貸付制度については、渋川市の例により、給付制度については、新市において調整する。</p> <p>3 通学バス運行及び遠距離通学児童・生徒通学費補助については、現行のとおりとする。</p> <p>4 学校給食に係る、調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整する。</p> <p>5 幼稚園については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公立幼稚園の保育料については、渋川市の保育料を基本に合併後5年を目途に調整する。</p> <p>(2) 送迎マイクロバスの運行については、現行のとおりとし、その利用料は、北橋村の例による。</p> <p>(3) 減免制度については、新市において調整する。</p> <p>(4) 私立幼稚園及び私学奨励については、現行のとおりとする。</p> |
| (21) | 社会教育の取扱い | <p>1 生涯学習、芸術文化振興、公民館、青少年教育の各種事業については、現行を基本に新市において調整する。</p> <p>2 成人式については、新市において統一の実施に向けて調整する。</p> <p>3 文化財整備については、新市において整備計画を策定し、順次実施する。</p> <p>4 体育祭及び市民スポーツ祭については、新市において統一の実施に向けて調整する。</p> |

議案第 8 号

「新市の名称に関すること」に係る協議方法について

このことについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 9 月 24 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

新市の名称については、別紙新市名称候補募集要項により募集するものとし、その候補の選定については、小委員会に付託する。

なお、小委員会の名称及び構成については、下記のとおりとする。

- 1) 小委員会の名称 「新市名称候補選定小委員会」
- 2) 小委員会の構成
 - 2号委員・・・各市町村 1 人
 - 3号委員・・・各市町村 1 人
 - 4号委員・・・各市町村 1 人
 - 5号委員・・・・・・・・ 1 人
 - 計 19 人

新市名称候補募集要項

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | |
|----------|---|-------|-------------|---------|------|----------|------|--|--------|
| 趣 旨 | 合併に関する住民の意識高揚と住民参加の促進を図るため、新市の名称を広く一般に募集します。 | | | | | | | | |
| 応募資格 | 居住地による制限はありませんが、年齢は、小学生以上とします。 | | | | | | | | |
| 募集期間 | 平成16年10月1日から平成16年10月25日まで（ 当日消印有効 ） | | | | | | | | |
| 応募方法 | 専用応募用紙（ 協議会だよりに添付、市町村役場等に設置 ） はがき、 封書、 F A X、 E-mail | | | | | | | | |
| 記載内容 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">新市の名称</td> <td style="width: 50%;">応募者の住所・郵便番号</td> </tr> <tr> <td>名称のふりがな</td> <td>〃 氏名</td> </tr> <tr> <td>名称の意味・理由</td> <td>〃 年齢</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 電話番号</td> </tr> </table> <p>（ 記載がない項目がある場合は、無効となる場合があります。）</p> | 新市の名称 | 応募者の住所・郵便番号 | 名称のふりがな | 〃 氏名 | 名称の意味・理由 | 〃 年齢 | | 〃 電話番号 |
| 新市の名称 | 応募者の住所・郵便番号 | | | | | | | | |
| 名称のふりがな | 〃 氏名 | | | | | | | | |
| 名称の意味・理由 | 〃 年齢 | | | | | | | | |
| | 〃 電話番号 | | | | | | | | |
| 注意事項 | <p>新市としてふさわしい名称で、以下のような意味、理由が明確な名称としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の地域が地理的にイメージできる名称 ・新市の地域の歴史や文化にちなんだ名称 ・新市への理想、願いにちなんだ名称 <p>（ 合併協議会構成市町村の名称は、使用することができます。）</p> <p>現在使用されている漢字、ひらがな、カタカナを使用した読み書きが容易な名称としてください。</p> <p>1人につき1点の応募に限り有効とします。</p> <p>（ 1人で数点応募した場合は、すべて無効となります。）</p> <p>公序良俗に反するものや長すぎるものなど、名称としてふさわしくないものは、採用しません。</p> <p>同じ読みであっても表記が異なる場合は、別作品とします。</p> <p>応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて作品の趣旨を損なわない範囲で補修正する場合があります。</p> <p>応募作品の一切の権利は、合併協議会に帰属します。</p> <p>応募作品は返却しません。</p> | | | | | | | | |

| 区 分 | 内 容 |
|-------|--|
| 選定方法 | 小委員会で3作品程度を選定し、最終的に協議会で決定します。 同一名称への応募数の多少は、選定、決定の参考にとどめます。 |
| 懸 賞 | <p>名付け親大賞 1名（商品券10万円分を贈呈） 新市の名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名を決定します。</p> <p>名付け親賞 5名（商品券1万円分を贈呈） 新市の名称として決定された作品の応募者の中から抽選により5名を決定します。</p> <p>参加賞 10名（商品券3千円分を贈呈） すべての応募者の中から抽選により10名を決定します。</p> <p>抽選は、協議会の会議の場において公開で行います。 各賞の重複受賞は行いません。</p> |
| 発 表 | 各賞の抽選は、新市名称が決定された後に行い、本人に通知するとともに、協議会だより、協議会ホームページに掲載します。 受賞者には表彰状及び賞品を贈呈（郵送）します。 |
| 応 募 先 | <p>持参の場合 各市町村役場等に設置する応募箱</p> <p>郵送の場合 〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川地区市町村合併協議会事務局 FAX 0279-24-6541 新市名称への応募であることを明記してください。</p> <p>E-mail 合併協議会ホームページの「ご意見・ご感想」をご利用下さい。</p> |

新市名称候補選定方法

1 第1次選定

小委員会において、全応募作品を対象に応募数なども考慮の上、第1次選定を行う。

第1次選定は、委員全員の投票（1人3作品）により、その得票数の多い順に10作品程度を選定する。

2 第2次選定

第2次選定は、第1次選定作品の中から、小委員会委員の協議により3作品程度を選定する。

協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票（1人2作品）により、得票数の多い順に3作品程度を候補として選定する。

選定された作品については、作品ごとに小委員会としての「選定理由」、「委員からの付帯意見」等を付けて協議会へ報告する。

3 最終選定

最終選定は、協議会において行い、小委員会の選考経過を踏まえ、第2次選定作品の中から、協議により決定する。

協議による決定が困難な場合は、正副会長を含む全委員の投票（1人1作品）により、投票委員数の3分の2以上の得票を得た名称を新市の名称と決定する。

ただし、投票委員数の3分の2以上の得票を得たものがない場合には、協議会の議を経て正副会長の協議により決定する。

議案第9号

協議項目6「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」

協議項目6「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成16年9月24日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（別紙、委員長報告のとおり）

6市町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、合併後1年間、新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙委員の定数は30人とする。統合の際に4の選挙区を設定し、選挙区の区域と定数は、次のとおりとする。

- ・ 渋川市、伊香保町の区域 8人
- ・ 小野上村、子持村の区域 7人
- ・ 赤城村の区域 10人
- ・ 北橋村の区域 5人

なお、農業委員会等に関する法律第34条第1項適用期間中の委員報酬は、現行どおりとする。

農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告

写

渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、農業委員会の委員の定数等に関する小委員会について、次のとおり報告する。

平成16年9月24日

農業委員会の委員の定数等に関する小委員会
委員長 小林 雅夫

協議結果について

平成16年8月6日開催の第7回農業委員会の委員の定数等に関する小委員会において、満場一致で次のとおり小委員会としての意見を集約した。

6市町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、合併後1年間、新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙委員の定数は30人とする。統合の際に4の選挙区を設定し、選挙区の区域と定数は、次のとおりとする。

- ・渋川市、伊香保町の区域 8人
- ・小野上村、子持村の区域 7人
- ・赤城村の区域 10人
- ・北橘村の区域 5人

なお、農業委員会等に関する法律第34条第1項適用期間中の委員報酬は、現行どおりとする。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

| | | | |
|------|---|---------------------------|------|
| 協議項目 | 6 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること | 関係項目 |
| 調整方針 | 6市町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、合併後1年間、新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙委員の定数は30人とする。 また、4の選挙区を設定し、選挙区の区域と定数は、次のとおりとする。 ・渋川市、伊香保町の区域 8人 ・小野上村、子持村の区域 7人 ・赤城村の区域 10人 ・北橋村の区域 5人 なお、農業委員会等に関する法律第34条第1項適用期間中の委員報酬は、現行どおりとする。 | | |

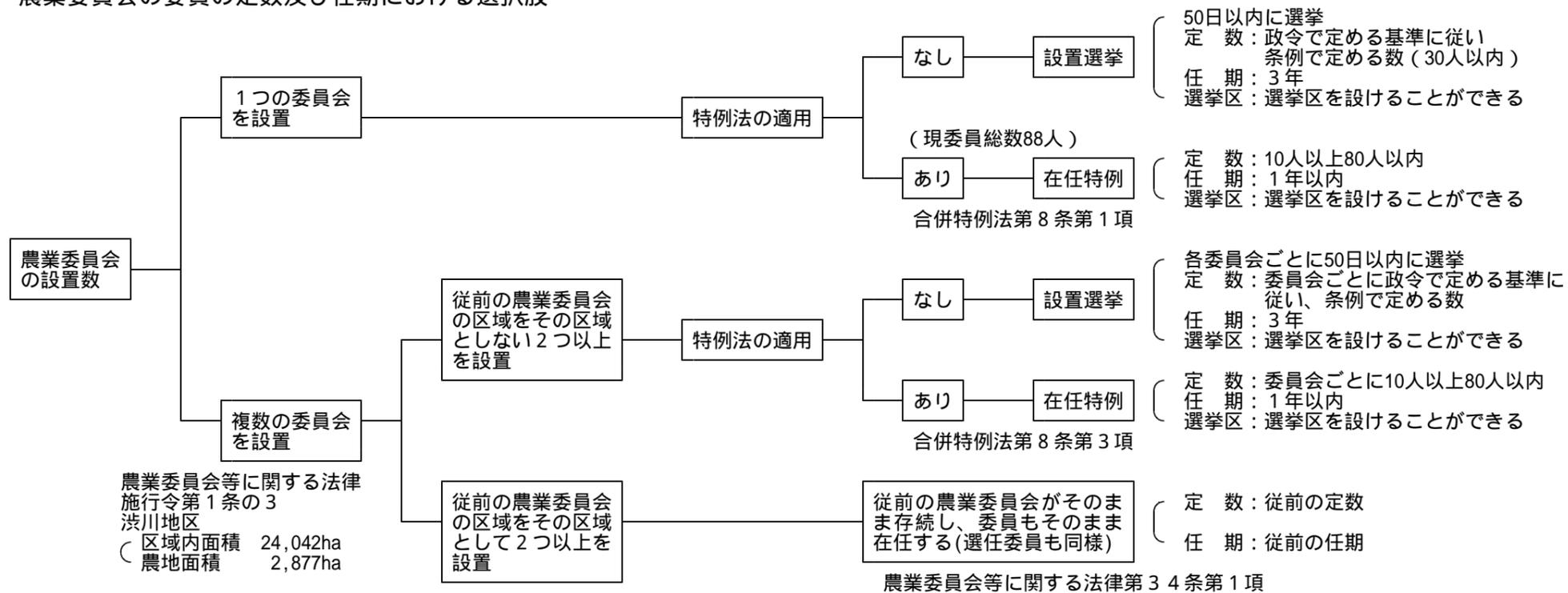
| | | |
|---|---|---------|
| 現 | 況 | 調整理由・課題 |
|---|---|---------|

1 市町村の現況

| 渋川市 | 伊香保町 | 小野上村 | 子持村 | 赤城村 | 北橋村 |
|---|---|---|---|---|---|
| (1)委員数 24人 ・選挙による委員 20人 ・選任による委員 4人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 3人 | (1)委員数 11人 ・選挙による委員 10人 ・選任による委員 1人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 0人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 1人 | (1)委員数 12人 ・選挙による委員 10人 ・選任による委員 2人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 1人 | (1)委員数 19人 ・選挙による委員 16人 ・選任による委員 3人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 2人 | (1)委員数 21人 ・選挙による委員 16人 ・選任による委員 5人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 4人 | (1)委員数 20人 ・選挙による委員 16人 ・選任による委員 4人 法第12条第1号による委員(農協推薦) 1人 法第12条第2号による委員(議会推薦) 3人 |
| (2)任期 平成14年7月20日から平成17年7月19日まで | (2)任期 平成14年7月20日から平成17年7月19日まで | (2)任期 平成14年7月20日から平成17年7月19日まで | (2)任期 平成14年10月17日から平成17年10月16日まで | (2)任期 平成14年7月20日から平成17年7月19日まで | (2)任期 平成14年7月20日から平成17年7月19日まで |
| (3)農家戸数 967戸 | (3)農家戸数 41戸 | (3)農家戸数 250戸 | (3)農家戸数 662戸 | (3)農家戸数 1,037戸 | (3)農家戸数 756戸 |
| (4)農地面積 558ha | (4)農地面積 16ha | (4)農地面積 135ha | (4)農地面積 653ha | (4)農地面積 898ha a | (4)農地面積 617ha |

(農家戸数・農地面積：2000年農業センサス)

2 農業委員会の委員の定数及び任期における選択肢



渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

| 協議項目 | 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること | 関係項目 | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------|---|-----|-------|--|-------|------------------------|-------|--|-------|--|
| 現 況 | | 調整理由・課題 | | | | | | | | | |
| <p>【関係法令】</p> <p>公職選挙法(抜粋)</p> <p>(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)</p> <p>第33条 1~2及び4~5項 省略</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p>農業委員会等に関する法律(抜粋)</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。</p> <p>4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。</p> <p>5 省略</p> <p>6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。</p> <p>(選挙による委員)</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 省略</p> <p>(選挙の単位)</p> <p>第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p> <p>(公職選挙法の準用)</p> <p>第11条 公職選挙法第8条(中略)第33条(中略)の規定は、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。</p> <p>2~5 省略</p> <p>(境界の変更の場合の特例)</p> <p>第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p> | | <p>農業委員会等に関する法律施行令(抜粋)</p> <p>(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)</p> <p>第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>(選挙による委員の定数の基準)</p> <p>第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1320 661 2196 976"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1)その区域内の農地面積が1,300ha以下の 農業委員会 (2)10a以上の農地につき耕作の業務を営む 個人のその区域内における世帯数及びその 面積以上の農地につき耕作の業務を営むその 区域内に住居有する農業生産法人の数の 合計数が1,100以下の農業委員会</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>2 1,3に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td>30人以下</td> </tr> <tr> <td>3 その区域内の農地面積が、5,000haを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会</td> <td>40人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>渋川地区 (合計農地面積 2,877ha 合計基準農家数 3,713戸</p> <p>(選挙区の基準)</p> <p>第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が5百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が6百以上となるようにしなければならない。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)</p> <p>(農業委員会の委員の任期等に関する特例)</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、(中略)</p> <p>この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p>新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>省略</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十八号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合(中略)においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。</p> <p>4 省略</p> | 区 分 | 定数の基準 | 1 (1)その区域内の農地面積が1,300ha以下の 農業委員会 (2)10a以上の農地につき耕作の業務を営む 個人のその区域内における世帯数及びその 面積以上の農地につき耕作の業務を営むその 区域内に住居有する農業生産法人の数の 合計数が1,100以下の農業委員会 | 20人以下 | 2 1,3に掲げる農業委員会以外の農業委員会 | 30人以下 | 3 その区域内の農地面積が、5,000haを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会 | 40人以下 | |
| 区 分 | 定数の基準 | | | | | | | | | | |
| 1 (1)その区域内の農地面積が1,300ha以下の 農業委員会 (2)10a以上の農地につき耕作の業務を営む 個人のその区域内における世帯数及びその 面積以上の農地につき耕作の業務を営むその 区域内に住居有する農業生産法人の数の 合計数が1,100以下の農業委員会 | 20人以下 | | | | | | | | | | |
| 2 1,3に掲げる農業委員会以外の農業委員会 | 30人以下 | | | | | | | | | | |
| 3 その区域内の農地面積が、5,000haを超え、かつ基準農業者数が6,000を超える農業委員会 | 40人以下 | | | | | | | | | | |

| 協議項目 | 6 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること | 関係項目 | | | 調整理由・課題 |
|---|--|--|--|---|---|---------|
| 現 | | | 況 | | | |
| 3 農業委員会の委員の報酬の現況 | | | | | | |
| 渋川市 | 伊香保町 | 小野上村 | 子持村 | 赤城村 | 北橋村 | |
| (1)委員数 24人 | (1)委員数 11人 | (1)委員数 12人 | (1)委員数 19人 | (1)委員数 21人 | (1)委員数 20人 | |
| (2)報酬額(年額) 会長 503,000円 会長職代 394,000円 委員 368,000円 | (2)報酬額(年額) 会長 164,000円 会長職代 135,000円 委員 125,000円 | (2)報酬額(年額) 会長 243,800円 会長職代 185,500円 委員 178,000円 | (2)報酬額(年額) 会長 350,000円 会長職代 210,000円 委員 200,000円 | (2)報酬額(年額) 会長 576,000円 会長職代 336,000円 委員 285,000円 | (2)報酬額(年額) 会長 586,000円 会長職代 341,000円 部会長 299,000円 委員 290,000円 | |
| 6市町村の合計 8,993,000円 + 1,424,000円 + 2,209,300円 + 3,960,000円 + 6,327,000円 + 6,165,000円 = 29,078,300円 | | | | | | |
| 4 合併後の報酬 | | | | | | |
| 区分 | 合併特例法を適用しない場合 | | | 合併特例法第8条 | | |
| (1)定数 | 新市の場合 30人以内 | | | 選挙による委員数 80人以内 | | |
| (2)報酬の高い方に合わせた場合 | 報酬額(年額) 会長 586,000円 会長職代 394,000円 部会長 394,000円 委員 368,000円 合計13,544,000円 (選挙による委員30人、推薦による委員6人で計算) | | | 報酬額(年額) 会長 586,000円 会長職代 394,000円 部会長 394,000円 委員 368,000円 合計31,944,000円 (選挙による委員80人、推薦による委員6人で計算) | | |
| (3)報酬の低い方に合わせた場合 | 報酬額(年額) 会長 164,000円 会長職代 135,000円 部会長 135,000円 委員 125,000円 合計4,569,000円 (選挙による委員30人、推薦による委員6人で計算) | | | 報酬額(年額) 会長 164,000円 会長職代 135,000円 部会長 135,000円 委員 125,000円 合計10,819,000円 (選挙による委員80人、推薦による委員6人で計算) | | |
| (4)現況との比較 | (2)の場合 13,544,000 - 29,078,300 = 15,534,300円 (3)の場合 4,569,000 - 29,078,300 = 24,509,300円 | | | (2)の場合 31,944,000 - 29,078,300 = 2,865,700円 (3)の場合 10,819,000 - 29,078,300 = 18,259,300円 | | |
| 5 先進市の事例 | | | | | | |
| 区分 | 佐野市 | 郡上市 | 周南市 | | | |
| (1)合併の期日 | 平成17年2月28日 | 平成16年3月1日 | 平成15年4月21日 | | | |
| (2)合併の方式 | 新設 | 新設 | 新設 | | | |
| (3)適用特例 | 新市に1つの農業委員会を置き、3市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。新市に5区選挙区を設け、選挙による委員の定数は20人とする。 | (1)新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした2つの農業委員会を置く。 (2)7町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。 | なし 合併後、新市に設置される農業委員会は、農委法第34条第1項の規定を適用し、H15.4.21~H17.7.19の間、旧市町にそれぞれ設置されていた農業委員会の区域ごとに設置する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。 | | | |
| (4)適用期間 | 合併後4ヶ月19日 | 合併後1年 | | | | |

議案第10号

議会の議員の定数等に関する小委員会の設置について

このことについて、次のとおり提出する。

平成16年9月24日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」を協議するため、小委員会を設置する。

なお、小委員会の名称及び構成については、下記のとおりとする。

- 1) 小委員会の名称 「議会の議員の定数等に関する小委員会」
- 2) 小委員会の構成
 - 3号委員・・・各市町村1人
 - 4号委員・・・各市町村1人
 - 5号委員・・・・・・・・・・3人
 - 計 15人

議案第 1 1 号

新市建設計画（案）

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 4 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

6 その他

(1) 次回以降の開催予定

| 回数 | 月日 | 時間 | 会場 |
|--------|-----------|---------|----------|
| 第2回協議会 | 10月31日(日) | 14:00から | 伊香保町観光会館 |
| 第3回協議会 | 11月29日(月) | 14:00から | 子持村公民館 |
| 第4回協議会 | 12月24日(金) | 14:00から | 渋川プリオパレス |